

平成28年 No.4

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

改正理由

教育組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 1 月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 1 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第 3 号

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由：教育組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （課程の変更等） 第14条 学則第23条により、課程の変更又は専攻、<u>選修及びコース</u>の変更を志望する者は、その理由を記した願書に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （課程の変更等） 第14条 学則第23条により、課程の変更又は専攻、選修の変更を志望する者は、その理由を記した願書に指導教員の意見書を添えて学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。 〔省略〕